

地域活性化・人手不足対応ワーキング・グループ（第9回） 議事録

1. 日 時：令和8年5月13日（水）13:00～14:59

2. 場 所：オンライン

3. 出席者：

（委員等）林いづみ座長、御手洗瑞子座長代理、

芦澤美智子委員、佐藤主光委員、落合孝文委員、

井上岳一専門委員、小針美和専門委員、有路昌彦専門委員

（事務局）内閣府規制改革推進室 菱山大次長、神田哲也参事官

（関係者）山内愛子 株式会社シーフードレガシー取締役副社長

土居聡 高知県水産業振興課長

二ノ宮潤 株式会社マルイチ産商取締役執行役員養殖事業部長

高橋広道 農林水産省水産庁漁政部長

柿沼忠秋 農林水産省水産庁資源管理部長

中村真弥 農林水産省水産庁資源管理部管理調整課沿岸・遊漁室長

4. 議 題：

（1）未利用漁場の活用促進等を通じた漁場移転等の促進について

（2）規制改革ホットラインの処理方針について

○神田参事官

定刻となりましたので、ただ今から、規制改革推進会議第9回地域活性化・人手不足対応ワーキング・グループを開催いたします。

本日のワーキング・グループは、ウェブ会議ツールを用いてオンラインで開催し、内閣府規制改革推進室のYouTubeにおきましてオンライン中継を実施しております。御視聴中の方は、動画の概要欄にあるURLから資料をご覧ください。出席者の皆様におかれましては、会議中はカメラをオンにし、雑音が入らないようにマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。御発言の際はミュートを解除し、マイクを近付けるなどして御発言をお願いいたします。御発言が終わりましたら、マイクを再度ミュートに戻していただきますようお願いいたします。

本日は、林座長、御手洗座長代理、芦澤委員、佐藤委員、井上専門委員、小針専門委員、有路専門委員に御出席いただいております。

それでは、以降の議事進行につきましては、林座長にお願いいたします。

座長、よろしくお願いいたします。

○林座長

座長の林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、まず議題1、未利用漁場の活用促進等を通じた漁場移転等の促進についてに入ります。

令和5年度に、規制改革推進会議地域産業活性化ワーキング・グループにおいて、改正漁業法の制度運用の適正化について議論いたしました。本日のワーキング・グループでは、その際に議論した内容のフォローアップも含めて議論していきたいと思っております。

まず、資料1-1に基づき、株式会社シーフードレガシー様から5分から10分ほどで御説明をお願いいたします。

○株式会社シーフードレガシー（山内取締役副社長）

御紹介ありがとうございます。シーフードレガシーの山内と申します。よろしくお願いいたします。

私の資料を共有させていただきます。

私からは、漁場の有効活用と生産性向上に向けた課題というところで、漁場の有効活用に関連する一般的な情報を共有させていただきたいと存じます。

まず、効率的な水産物の生産と拡大に向けた、国際的に認識されている一般的な課題について御説明いたしたいと思っております。

世界の水産物の生産状況をまずは確認させていただきます。右にありますグラフはFAO、国連の食糧農業機関が定期的に発行しているレポートから引用しております。こちらを見ていただきますと、青色の実線で示されております天然水産物の生産は、1990年代から世界的に既に頭打ちになっております。一方で、水色の点線をご覧くださいと、水産物全体の生産は近年でも成長しております。この水産物全体の生産増加を押し上げているのは、海面及び内陸、内水面の養殖業ということで、こちらが赤色の実線で示されたものになります。

上段は海藻類を除いた場合の生産量で、下段は海藻類を含んだ場合の生産量になります。海藻類を除いた場合にも、2022年には既に養殖業全体は、世界では天然水産物の生産量と同じだけの実績を残していることがお分かりいただけるかと思っております。

ただ、こうした世界的な養殖業の発展に伴って多くの課題も生まれております。海というのは世界で共通しておりますので、どうしても日本の中でもこうした課題を共有せざるを得ないところがございます。

一点目は、養殖業が多くなっていく中で、海洋環境の汚染、水質そのものの汚染が非常に進んでいるということが指摘されております。漁場自体がより増えていく中で、

富栄養化が起きたり、沈殿物が海底に溜まることで、海底の環境も生物多様性という点で非常に損なわれている地域もあると指摘されております。

二点目は、チリのサーモン養殖などが顕著な例ですけれども、本来その地域には生息していなかった魚類であったり、種を養殖を始めるという中で、例えばそうした魚が逃げてしまうとか、そうした魚特有の病気がその周辺で拡大してしまった際に周辺の生態系全体が攪乱されてしまうという問題が指摘されております。

三点目は、餌となる原料への負荷の高まりということが言えるかと思います。餌原料となる魚種、また、魚種以外の植物性のたんぱく質を使う場合には大豆に大きな負荷がかかっていると言われておりますけれども、こうした原料への負荷も養殖業の発展に伴って世界的に非常に大きくなっております。こうした傾向は、そもそも餌の原料となる魚の枯渇の懸念とか価格へのインパクトという点で大きな課題として認識されております。

最後に、これもチリの例でありますけれども、漁場利用について、大規模な企業経営の養殖業がどんどん増えていく中で、元々その地域の沿岸で漁業や観光業をしていた地域住民とのコンフリクトが生まれていて、こういった調整の必要性というところも地域によっては非常に大きく課題とされております。

続いて、効率的な漁場利用に向けた新たな課題というところで、先ほどお示ししたのは世界的に大きな課題になっているという認識のところなのですが、日本の中でもいろいろな課題が昨今共有されております。

一点目には、海洋環境の変化というところで、海水温の上昇、潮の流れの変化というところが非常に生産性に影響を与えているところが多くデータでも示されております。そういった意味では、変わってしまう海洋環境を即止めることは難しいけれども、そういうものに対して、どういうふうに弾力性を持って対応するような足腰の強い漁場の利用をしていくのかというところが課題になっていると認識しております。

二点目に、上段の右側に示した表ですけれども、こちらは世界銀行が以前発表した2010年～2030年の漁業と養殖業による魚類、いわゆる水産物の生産に関連する成長予測をした表になります。この中で、多くの地域では2010年以降まだまだ水産業への拡大が広まっていくだろうという予測の中で、成長産業として指摘されているのですけれども、日本については、この中では珍しく成長予測が低迷するだろうと言われております。

この数字だけを見ると、日本の中で何か生産形態に課題があるのかということと言われてしまうところもあるのですが、そういったことではなくて、この成長予測はあくまでも日本の生産の行く先となる需要先、仕向け先が縮小していくだろう、市場が縮小していくだろうという予想の中で、こうした低迷というのが予測されておりますので、そういった需給構造の中でどういうふうに有効的に漁場を活用していくのかというところも非常に大きな課題になっているのかと存じます。

最後に、経営体の著しい減少というところも、水産庁の「養殖業成長産業化の推進」の報告書の中ではいろいろと資料を共有いただいております。こちらはブリ類について引用させていただいた部分になるのですが、一番右側、実際に経営体数の推移と1経営体当たりの生産量を見てまいりますと、やはり経営体自体の数は非常に減少してきている。

一方で、こうしたものは、経営体が減るから漁場が全く使われなくなるということではなくて、1経営体当たりの生産量がしっかり伸びていく中で、総じて養殖業や漁場の活用がイノベーションも含めて今後必要になってくるだろうということが指摘されております。

続きまして、一つ有効な漁場利用の例として、私の方で以前関わりました南三陸志津川湾戸倉支所の事例を御紹介させていただきたいと思っております。

漁場を有効に活用する策としての企業経営や、個別の経営ではなくて協業といった取組が進んでいるかと思っております。南三陸におきましても、震災の後、3年間、復興支援事業の中で、こうした養殖の漁場利用の在り方そのものが再建されております。この中では、カキ、ワカメ、ホタテ作業部会とギンザケ養殖経営体も含めて96名で、大きな協働体制を確立されておまして、震災後、過密養殖からの脱却を図るという目的もあって、区画の見直しをされております。これは、どこか特定の養殖業だけではなくて、湾そのものの全体の漁場の活用という視点で改善をされていて、例えば、マガキの養殖いかだの間隔については拡大することで施設台数を減らすとか、ギンザケの生け簀を沖合に移動するとか、あとは、そもそも配分されていた施設についても、改めて経営体の規模に合わせて施設を配分するという取組をされております。

その結果として、カキ部会では過密養殖の改善を図った中で生産性の向上成果が一定程度見られておりますので、非常に優良な事例と言われていると思います。一番左側にお示ししている写真は、震災前と復興後にどういった形で養殖の施設が配備されているかということを示したものですけれども、非常に少なくなっているところが見てお分かりいただけるかと思います。

一方で、いかだの数を減らしたことで、それまでは収穫までに2年～3年掛かっていたところが半年で収穫ができるサイズまで成長するようになったということで、結果として、施設数は減っているのですが、生産量は2倍に、生産金額は1.5倍に、更に1日当たりの労働時間が4時間短縮したということで、生産性が上がるとともに作業時間が効率化し、余暇を家族と楽しむ時間も増えたとおっしゃっていました。

その結果として、この事例が国際的にも持続可能な養殖業の認証を取得するという日本での初めての例となりまして、こういった面でも、国際的に見ても韓国からの視察を受け入れているなど、非常に優良な事例として認識されているところになります。

いずれにせよ、漁場の有効的な活用を検討する上では、こういった抜本的なところも含めて、どうみんなで使っていくのか、それはグループでどう使っていくのかというところが非常に大きなポイントになってくるのではないかと認識しております。

私からは以上になります。ありがとうございました。

○林座長

ありがとうございました。

続きまして、資料 1－2 に基づき、高知県様から 5 分から 10 分ほどで御説明をお願いいたします。

○高知県（土居水産業振興課長）

高知県水産業振興課の土居と申します。本日はよろしくお願いいたします。

それでは、早速説明させていただきます。スライドをご覧ください。

まず、本県の定置・養殖の状況について御説明させていただきます。本県の沿岸漁業につきましては、定置・養殖を除きますと、水揚げ量、経営体数共に減少傾向にございます。また、定置・養殖につきましても、ある程度の水揚げ量は維持しておりますものの、経営体数は減少傾向にございます。一方で、定置・養殖は、本県沿岸漁業の漁獲量の 50% を占める重要な漁業であり、漁村の雇用の方や、水産加工業への原料供給の面で、地域経済に大きく貢献しております。

続いて、定置・養殖の新規参入の促進に係る取組のきっかけについて御説明いたします。

まず、定置につきましては、従業員の確保の難しさや水揚げの減少によりまして、県内の複数の漁場で廃業が生じているという状況でございました。その一方で、そういった漁場で新たに操業を開始又は再開しようとする場合には、漁網や漁船を一から準備する必要がございまして、それには多額の初期投資が必要となりますため、地元の漁村主体で操業を再開するというのが困難な状況にございました。こうしたことから、過去に一定の水揚げがあったにもかかわらず、現在活用されていない優良漁場が存在しますことから、県内外の一定資本力のある企業を誘致することで、未利用漁場の再開を目指そうとしたことがこの取組のきっかけでございます。

次に、養殖につきましては、漁船漁業と比較して安定生産が可能であること、雇用の場や水産加工業への原料供給の面で地域経済に貢献していることから、県としましては成長産業化に向けて様々な取組を進めているところです。また、県内外から、規模拡大や新規参入に関する御要望をいくつかお聞きしておりましたが、既存の区画漁業権には空きスペースがございませんので、養殖が可能な新たな漁場を探す必要があるというのがこの取組のきっかけでございます。

続いて、定置の参入促進に関する取組のフローについて御説明いたします。まず、漁場調査につきましては、過去に定置網が行われていた漁場から、地元の意向も伺いつつ、候補地の絞り込みを行いました上で、潮流や海底地形などに関する調査を行いました。

その後、県でチラシを作成しまして、県内外の水産関連会社およそ 1,200 社に対してダイレクトメールを送付したほか、県のホームページでも広報しております。

マッチングに関しましては、ダイレクトメールなどに対して興味を示してくださった企業に訪問等を行いつつ、地元関係者に対しまして企業の意向をお伝えしまして、その後、企業と地元関係者の協議の場を県が設けるなどを進めてきております。そうしまして、地元との協議が整いました後は、漁具や漁船の購入に関する補助事業等の活用もお手伝いさせていただきつつ、陸上施設の整備や漁港の浚渫、漁業権の免許手続などを行っております。

次のスライドは、養殖の参入促進に関する取組のフローです。養殖の適地調査につきましては、定置のように過去に養殖が行われていた場所のみを対象とするのではなく、県内の水深 100 メートルまでの全ての沿岸部を対象に調査を行いました。その結果、いくつかの養殖適地を見付け出すことができましたので、県内外の水産関連企業 6,500 社に対しましてダイレクトメールを送付いたしまして、県のホームページでもチラシを公開するなど、このように誘致を行っているところです。

養殖に関しましては、令和 6 年度から開始しました取組でございまして、未だ参入に至った事例はございませんが、事業者からのお問合せに応じて地元の視察や関係者との面談などを実施しているところでございます。

次のスライドで、取組の経過と成果について御説明いたします。まず、定置網につきましては、令和元年度に 1,200 社ほどに対してダイレクトメールを送付しました結果、13 社からリアクションを頂きました。その後、企業訪問や現地視察を繰り返し行いまして、県内の水産仲卸業者が参入に興味を示してくださり、地元との調整も経た結果、この 2 社が高知県西部にある土佐清水市貝ノ川と四万十町興津の漁場に参入していただきました。なお、その他の漁場への誘致につきましても、現在継続して取り組んでいるところです。

次に養殖ですが、令和 5 年度に適地調査を行いまして、複数の養殖適地が存在することが明らかになりました。翌年度には 6,500 社に対してダイレクトメールを送付しまして、92 社から反応を頂きました。これに関しましては、随時、ウェブや対面での面談を行いまして、現地視察にも対応させていただいているところです。まだ参入事例はございませんけれども、1 社がより詳細な漁場調査を行うべく検討をいただいているところでございます。

次のスライドをお願いします。最後に、取組から見えた課題等について御説明いたします。

まず、一つ目としましては、意外にも漁業を営んでいない事業者からのお問合せを多く頂いたという点でございます。仲卸業者や飲食業者などから、地元の魚が減っているので漁業に参入したいとか、扱う魚を増やすために自ら魚を生産したいといったお問合せを多くいただきました。

次に、地元からの反発はそれほど大きくない場合もあるという点でございます。県としましても、それなりの地元調整を覚悟の上で取り組んでまいっておりますが、地元からは、少しでも漁村が活性化するのであればありがたいといった意見や、地元市場の水揚げが増えるように取り組んでほしいといった前向きなリアクションを多く頂いたところでございます。その一方で、参入を希望する事業者側が、よそ者はどうせ受け入れてもらえないといった思い込みから躊躇する事例も多く見られましたことから、やはり行政の橋渡しが非常に重要になると考えているところです。

次に、これは養殖に関することになりますけれども、沿岸の適地には既に区画漁業権が設定されておりまして、新たな養殖漁場として活用できる漁場は意外にも少なかったという点でございます。

また、過去に養殖が行われており、今回の調査でも適地と判定された漁場であっても、河川水の流入や台風などの際の時化といった課題が多くございまして、いわゆる未利用漁場となっておりますのはそれなりの理由があるのだなと感じております。

加えまして、近年、技術的にかなり進展も見られておりますが、大規模沖合養殖という手法であれば、水深 100 メートルまで調査もしておりますので、かなりの面積の適地が今回明らかになったわけですが、やはり沖合で大規模な養殖を行おうとしますと、当然費用も莫大に要しますほか、技術面でもクリアすべき課題が多いことから、本県の沖合のように実績の乏しい海域では、大企業も参入を躊躇されているのではないかと感じております。

以上で私の説明を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○林座長

高知県様、意欲的な御取組を御紹介いただきましてありがとうございました。

続きまして、資料 1－3 に基づき、株式会社マルイチ産商様から 5 分から 10 分ほどで御説明をお願いいたします。

○株式会社マルイチ産商（二ノ宮取締役執行役員）

マルイチ産商の二ノ宮と申します。本日はどうぞよろしくお願いいたします。

資料の投影をよろしくお願いいたします。

我が社は長野に本社がある卸売企業なのですが、2020 年ぐらいから養殖事業の民間としての参入を始めておりまして、以前から量販店ベースなのですが、養殖ブリ類、この辺は全国の量販店に販売しているような事業を続けております。

2 ページをよろしいでしょうか。

漁業法の改正というところです。長年続いた漁業法が 2020 年 12 月 1 日に改正漁業法として変わったと。そこで、水産庁が作成している「海面利用制度に関するガイドライン」をよく読ませていただきました。従来の漁業法からの規制緩和された内容でありまして、全く異存なく、同意できる内容だと理解しております。

次のページをよろしいでしょうか。

しかしながら、漁場の運営実態というところでお話しさせていただきますと、特に「適切かつ有効」、「おおむね等しい」というところで、有効に漁業生産力の発展に最も資するということで、団体漁業権、主に漁業協同組合が優先的に管理するというところの流れとなっております。これは致し方ないというか、共同漁業権・定置漁業権・特定区画漁業権と立体的・重複的に利用されており、ここら辺の調整をするというところでは、やはり漁業協同組合にお任せしないと成り立たないのではないかなと正直思っております。

漁業権というところでは、比較的細かく規定された漁業権行使規則に基づいて運営されているところで、特に合議制という全会一致の法則等も入っているところもありますし、個人的対立を回避するため多数決採択を避ける傾向もありますし、進歩的・改革的な一歩踏み出すような流れはなかなか生みづらい状況ではないかなと思っております。

加えて、実態としては、団体漁業権が付与される形で漁業協同組合が管理して、特定の個別漁業権を付与されている事例はほとんど無いのではないかなと考えております。そういった意味で、もし未利用漁場が入ってくるのであれば、ここの漁場の有効活用というのは非常に重要だと考えております。

次のページで、弊社としまして養殖事業の参入というか、事業継承された案件が二つありまして、それをお話ししたいと思っております。

まず、事例の一つ目です。これは養殖をメインとする漁業者と、所属する漁業協同組合との合併による養殖生産会社を設立した事例です。既存の債務超過で単独では経営が難しいという 11 経営体がありましたが、そこを 1 経営体として再出発して、2020 年から対応しております。

救済案件というところでありましたので、漁協もそうですし、県の行政もそうですし、金融機関の信漁連さんからも全面的な協力が得られた形の中で、通常であれば複雑な漁業権や地元漁業者間の調整が上手くいきまして、現在、7 期目を迎えて資産超過、順調に経営しているような状況でございます。

この事例につきましては、手前みそながら、水産庁で去年、「養殖業成長産業化の推進」というところのホームページで事例として公表いただいております。この内容です。期待される効果というところでは、生産効率による経営の改善とか生産性の拡大、また、マーケットインに基づいた計画生産、計画販売という状況が今実現できているような状況でございます。

加えまして、次ページですけれども、ここの漁場につきましては、過去から自然災害、特に赤潮の被害が懸念される漁場だったのですが、2001 年、2002 年と災害があった際に、避難漁場を国の補助を基に設置していただいて、避難漁場として存在していたのですが、ここも老朽化によって更新等をしなくてはいけないというところで、去年から今年にかけて、逆に避難漁場を、ここは潮流が速いのですけれども、フロートの能力とか

その辺を強化していただきまして、ここの良い漁場を通常の周年の本漁場という形で、私どもはここでまた生産を安定化させていきたいというところで期待をしております。

本件の内容とは外れることですが、課題として捉えているのは、ここの漁業協同組合につきましては100以上を超える経営体数がありまして、弊社につきましても1法人1事業体という形でカウントされているところで、自分たちが考えるような形の出荷計画とか生産性効率を最大化するということは制限があるような状況で、その辺は事業拡大の若干の足かせになっているような思いがございます。

次ページ、弊社事例の二つ目として、もう一か所ですが、ここも漁業協同組合、ブリがメインの養殖事業体が多いところですが、後継者不在というところで事業継承の案件で、同エリアで2件ほど事業継承した事例です。漁業協同組合が漁業権行使規則の下にしっかり管理されているというところでは、先ほどの事例と同様に、2社を1社体制で、私ども企業のご概念で言うと効率化とか生産拡大に努めてきたような状況ですが、そこら辺は制限が掛かって難しい状況は感じております。

加えて、先ほど高知県様のお話でもあったような、沖合の漁場の活用というところでは非常に期待しているのですが、利害関係者の調整というのは大変な状況でして、なかなかスムーズに進むような形ではない状況と認識しております。

そういった意味も踏まえて、次ページで、提言と言うほどのことでもないのかもしれませんが、いまだ民間事業者が新規養殖事業に参入する障壁は高いなと感じております。

そういった意味も踏まえて、今回、いろいろ議題に上っております未利用漁場は、その判断チェックシートみたいなものを作成するような義務があると思うのかもしれませんが、そういった判断根拠となるチェックシートに加えて、蓋然性の高い客観的なデータも付与していただけたら、正確な漁場の実態把握ができるので、有効ではないかと考えております。

あと、区画漁業権の更新が5年というところなのですが、海区漁場計画から漁業権付与というところの期間が5年といいますと、空き漁場をすぐに活用するというところは難しいので、この辺の緩和をしていただければありがたいなということ。

あと、中小の養殖事業者の方が廃業するというリスクが今後非常に高まってきておりますけれども、区画漁業権の返還プロセスにおいて、主には地元の漁協や行政間で再配分される事例が多いと思うのですが、この辺の情報をもう少し客観性・公平性・透明性を持ってもっと広く協議できるような場があればいいなと考えております。

あと、せっかく、海するという海洋状況表示システムみたいな素晴らしいシステムをお持ちだということで、この辺のところでの区画漁業権取得候補地となり得る情報を提供していただければ、非常にありがたいと考えております。現状、すぐに変えるというのは難しいとは思いますが、将来的にいろいろな形で情報を入れていただければありがたいというところを考えております。

以上、発表となります。

○林座長

株式会社マルイチ産商様、ありがとうございました。チェックシートの運用実態、また、貴重な御提言も四点頂きまして、誠にありがとうございました。

続きまして、資料 1－4 に基づき、農林水産省水産庁様から 5 分から 10 分ほどで御説明いただきます。よろしくお願いいたします。

○農林水産省（水産庁高橋漁政部長）

水産庁漁政部長の高橋と申します。

本日は、お忙しい中ありがとうございました。プレゼンしていただいたお三方におかれましては、我々にとりまして大変貴重な御意見をありがとうございました。

それでは、私どもから資料に沿って説明させていただきます。資料 1－4、改正漁業法の制度運用についてというタイトルにしております。令和 5 年に閣議決定されました規制改革実施計画に基づきまして、その後、我々の方でどのような取組をしてきたかについて御説明させていただきたいと思っております。

最初の 1 ページ、2 ページはおさらい的になりますが、まず資料 1 ページでございます。平成 30 年に実施いたしました水産政策の改革の経緯や概要になっております。

水産政策の改革は、平成 29 年に水産基本計画に基づき検討を開始いたしまして、平成 30 年に「農林水産業・地域の活力創造プラン」の別紙として内容を取りまとめ、進めることといたしました。

2 ページをご覧ください。水産政策の改革の全体像をまとめたものでございます。

水産資源の適切な管理と水産業の成長産業化を両立させ、漁業者の所得向上を目指し、資源管理、遠洋・沖合漁業、養殖・沿岸漁業、水産物の流通・加工、それぞれの分野で必要な改革を行ってまいりました。

3 ページをご覧ください。水産政策の改革の一環として、先ほど来話もありましたが、漁業法を改正しておりまして、その概要を記載しております。

今回のワーキング・グループの議題とも大きく関係する点といたしましては、右上に記載しております漁業権制度の見直しでございます。改正前の漁業法では、漁業権を免許する際に優先順位が法定されておりました。このため、例えば、定置漁業を頑張っている漁業者がいたとしても、漁業協同組合が当該漁業権の免許を希望すると、当該優先順位に従いまして、漁協は優先順位が高かったものですから、漁協に免許されることになってしまいまして、元々頑張っていた定置漁業者が継続できないといった事態が生じる懸念がございました。また、漁業権を免許されたにもかかわらず適切に操業していないという不適切な事例もございました。

このような懸念を踏まえまして、海区漁場計画の策定プロセスを透明化する、優先順位を廃止し、漁場を適切かつ有効に活用する漁業者が引き続き免許を受けられるようにすることなどを担保する、そういう改正を行ったところでございます。

4 ページをご覧ください。

先ほど御説明いたしました制度改正につきまして、都道府県においてしっかりとした運用がなされるよう、これまでのワーキング・グループ等で委員の皆様方から頂いた御指摘を踏まえつつ、水産庁として様々な指導を行っております。具体的には、通知を発出することで指導を行ってきておりますが、その発出の経緯についてまとめたものでございます。要点を絞って具体的に説明させていただきます。

5 ページをご覧ください。令和 5 年のワーキング・グループで委員の皆様から御指摘いただいた内容の抜粋と、その下に閣議決定された実施計画に関係する内容を記載しております。

先ほど説明した「適切かつ有効」について、その判断が客観的な情報に基づいて行われるよう指導すべきであるとの御指摘を多くの委員から頂いてございます。また、その指導内容を記載した通知につきまして、発出した後も適宜見直しを行うべきであるという意見を頂いております。

6 ページをご覧ください。まずは、「適切かつ有効」の考え方について説明いたします。

「適切かつ有効」の考え方については、令和 2 年 6 月に発出した「海面利用制度等に関するガイドライン」において、「漁場の環境に適合するように資源管理や養殖生産等を行い、将来にわたって持続的に漁業生産力を高めるように漁場を活用している状況」と明記しております。

また、委員の皆様からも多く意見を頂きつつ、「適切かつ有効」の判断が適切になれるよう、その判断に当たって都道府県が活用できるチェックシートを作成しております。

御参考としていただくためにチェックシートの概要を 7 ページに記載しております。詳細は割愛いたしますが、右側に記載しておりますとおり、法令を遵守しているかどうか、漁具の使用・配置状況や薬品の使用が適切であるかどうか、操業や養殖が可能な期間を相当程度利用しているかどうか、飼育状態を合理的に説明できるかどうかなどをチェック項目とし、その判断根拠と共に該当の有無を記載することとしております。

8 ページをご覧ください。

委員の御指摘にもございましたが、チェックシートを活用し、「適切かつ有効」を判断するに当たって用いるべき指標や証票類を令和 2 年 11 月に通知しておりまして、漁業権の存続期間の満了に伴って令和 5 年に行われた漁業権一斉切替えの状況を踏まえ、証票類を追加するなど適宜見直しを行っているところでございます。

また、令和 5 年 9 月に発出いたしました「漁業権制度等の運用に係る留意点について」により、客観的な根拠がないままに「適切かつ有効」と判断しないよう指導したところでございます。

次のページ以降で、チェックリストの実効性について説明いたします。9 ページをご覧ください。

115 件が漁業権において適切かつ有効に活用されていないと判断され、漁業法に基づく指導や勧告がなされております。また、令和5年に行われた漁業権の一斉切替えにおいて、従来免許されていた漁業権で免許されなかった漁業権は1,040件ございまして、そのうち約4割に当たる437件が適切かつ有効でないと判断されたものでございました。全ての沿海都道府県で活用されていることも併せますと、チェックシートの役割は十分に機能しているものと考えております。

次のページをご覧ください。

令和5年に行われた漁業権の一斉切替えにおいて、免許された漁業権の総数、適切かつ有効に活用していると判断され設定された漁業権である類似漁業権の総数、適切かつ有効に活用していないと判断した場合を含み新たに設定した漁業権の総数を記載しています。先ほど御説明したとおり、チェックシートを機能的に活用することによって約800件の漁業権の新規免許につながったものと考えてございます。

11 ページをご覧ください。

昨年3月からの新規の調査といたしまして、指導・勧告の詳細な内容等、新規漁業権の調整状況や調整上の課題について調査することを考えております。下の枠囲みでございますが、水産庁といたしましては、都道府県の円滑な業務及び新規参入を希望する者の参考にすることから、当該調査で得られた漁場の活用状況については適宜公表することを検討しております。これは新たな調査を行っているものでございます。

12 ページをご覧ください。

水産庁として現在検討を進めております「水産基本計画」の中に、当該調査の結果等を踏まえ、適切にフォローアップしていくことをしっかり規定し、漁業法の目的であります資源の総合的利用を図ってまいりたいと考えています。

次のページからは、引き続き漁場の活用に関するものとして、沖合養殖に適した漁場の選定方法について御説明いたします。この点につきましては、前回のワーキング・グループにおいて委員の皆様から、沖合での漁業権設定における検討プロセスの透明化を求められているところでございます。

14 ページをご覧ください。

水産庁といたしましては、都道府県知事が漁場条件の調査を行うべきであることを周知するとともに、沖合域における養殖適地の確保や漁業権の免許に際し、適切な漁場の選定や利害関係人との調整等の際に留意すべき事項を都道府県に通知しております。

本留意事項の内容を下に記載しておりますが、実際にはそれぞれの実態に応じて調査項目や利害関係人の範囲は変更されるものと考えております。

15 ページをご覧ください。

日鉄エンジニアリングさん等、浮沈式生け簀や自動給餌システムを活用し、沖合で養殖業を行う事例が青森県、三重県、鳥取県、宮崎県で展開されております、より良好な漁場環境を求め、潮流の速い海域等での養殖の事例となっております。

これらの事例では、陸上と海上生け簀との往復による効率性を考慮し、大型生け簀及びそれに付随する大型給餌船の使用が前提となるため、導入に大きな投資が必要となる点などが事業実施において課題となっており、そもそもの事業性を踏まえ、参入を断念するケースがあることも聞き及んでおります。水産庁といたしましては、引き続き必要な支援や実態調査を通した適切なフォローアップに努めてまいります。

続いて、16 ページをご覧ください。

前回のワーキング・グループにおいて、漁協組合員の加入資格及び漁業権の行使資格について、現在の社会情勢に合わせた見直しが行われるよう国が指導すべきと意見を頂きました。実施計画においてもその旨を記載されたものと理解してございます。

17 ページをご覧ください。組合員の加入資格や漁業権の行使資格の位置付けについて記載しております。

漁協は、定款において組合員の加入要件として組合員資格を定めることができます。また、漁協は免許される団体漁業権を管理するために漁業権行使規則を作成することとされており、後ほど御説明しますが、当該規則において行使権を有する者の資格として地区を定めています。

18 ページをご覧ください。

定款で定める組合の地区については、頂いた御指摘を踏まえ、社会情勢の変化を踏まえ柔軟な見直しを指導しており、令和5年度以降、転居した場合に組合員資格を喪失することの無いよう、28 件の見直しが行われております。

19 ページをご覧ください。

漁業権行使規則において、組合員行使権を有する者の資格として地区要件を定めている。当該要件に関しましても、定款同様、社会情勢の変化に応じて見直すことや、法人の場合は事業場を地区内に有していれば良いこととしてございます。

20 ページをご覧ください。

このような指導の成果もありまして、漁業権行使規則において組合員行使権を有する者の資格の見直しが 175 件行われているところでございます。また、前回のワーキング・グループにおいて委員の皆様方から、港湾区域への漁業権の設定について調整が難航する旨の御意見もございました。

21 ページをご覧ください。

水産庁といたしましては、都道府県に対して、港湾計画の遂行等への支障がない場合は漁業権の設定が可能であることや、港湾管理者等に対して海区漁場計画の案を作成した上で協議することと指導しており、一定数の漁業権が免許されているものと認識してございます。組合員加入要件や行使資格と共に引き続き状況把握や指導に努めていく所存でございます。

22 ページをご覧ください。

次に、漁業者が新規参入や規模拡大を検討するに当たって有益な情報を入手できるよう、海上保安庁の漁場活用状況等のデータを提供し、海しるに表示すること、水産庁で設けている漁業権に関する相談窓口の紹介や回答内容を公表することと実施計画に記載されておりますので、その対応について御説明いたします。

23 ページをご覧ください。

海しるについては、過去設定していた漁業権情報も表示を行うこととし、漁場の有効活用に役立てていただきたいと考えております。また、令和5年の一斉切替えやその後の漁業権の変更の情報を即座に反映するなど対応してございます。

相談窓口の対応については、24 ページ以降に記載してございます。ビラの配布や会議の場での説明を通して周知を図っており、相談いただいた内容につきましては水産庁のホームページに掲載しております。

参考までに、掲載のイメージを25 ページに示しております。

最後のスライドとなりますが、相談窓口に寄せられた意見のうち、新規漁業権の免許につながった事例やその経緯を紹介いたします。

令和3年に開設して以降、当該相談窓口に84件の相談がございました。そのうち漁業権に関する相談は15件ございまして、2件、漁業権の設定につながってございます。

下の表はノリ養殖の事例でございまして、相談者と県との間に水産庁が入りまして調整を進めたところでございます。今後、このような事例についてもしっかりと積み上げてまいりたいと考えています。

水産庁からの説明は以上となります。最後となりますが、水産庁といたしましては、水面の総合利用がなされるように引き続き尽力していく所存ですので、御指導、御助言のほどよろしくお願いいたします。

○林座長

水産庁様、ありがとうございました。チェックシートによる「適切かつ有効」の判断を含め、この間の水産庁様の取組の全体像について御説明いただきました。ありがとうございます。

続きまして、資料1－5に基づき、事務局から漁場管理・地区要件に関する事業者等の声について5分から10分ほどで説明をお願いいたします。

○神田参事官

事務局でございます。

資料1－5に基づきまして、事務局において法人の方も含む漁業者様にお聞きしたヒアリングの概要について、ポイントを絞って御報告させていただきます。

まず、漁場の状況の把握でございます。漁場の状況の把握に関しては、既存の漁業者、漁協も含む方からの報告に依存するわけでございますけれども、それに都道府県の方が頼っているのではないかという御意見があります。明らかに活用されていない漁場について、漁協が活用しているとして都道府県さんに報告されているのではないか。

Bのところでも、必ずしも実態が正確に漁協も含めて把握できていないケースがあるのではないかと。

Eについても、同じく正確な把握ということについての点が言及されております。また、都道府県の現地調査についても必ずしも行われていない状況があるのではないかといたところでございます。

そういった点で、もう少し情報が公開されるといいのではないかといたところで、Cの三行目にございますように、もう少し情報を公開してほしい。

同じく、Hの一行目の後ろ辺りにありますように、未利用漁場に関する情報が一層開示されることを期待する声が聞かれてございます。

そういった点で、D、Gのように、必ずしも使われていない漁場が免許されたままになっているのではないかといたことで、Dでは釣り堀として使われているケースがあるのではないかと、Gでは一部しか使われていないものについてそのままになっているのではないかといた声がございました。

Fについても、未利用漁場というところで新たにしたいと申し出ても、なかなか受け入れてもらえない事例があったということが私どもの方では聞かれておるところでございます。

地区要件は、先ほど議論が少し出ておりましたけれども、数は多くございません。また、時期も特定できていないところではございますけれども、代表者の住所が地区内に登記されていることを求められて参入の障壁になったのではないかといたケースについて報告を頂いているところでございます。

2ページは、漁業調整に関して聞かれた声でございます。基本的には、なかなか調整が進まないケースがあるという御意見を複数いただいております。それぞれA、B、C、Dは別の事業者の声でございますけれども、Aのところでは、なかなか調整が進まないということで、この方から見ると、ほとんどのケースでなかなか活用ができていないところがあるのではないかと。

Bについては、都道府県でなかなか実態が把握できてなくて、そのため調整が難しいのではないかと。ここは、市町村が情報を持っている可能性があって、一定の権限があればもう少し調整がスムーズに進むのではないかといた御意見。

Cについては、ここも調整が難しいので、元の漁業者の名前の方が上手くいくのではないかといた声。

同じく難しさとしては、Dの二行のところでございますけれども、かなり調整に苦労したということ。または、影響が有る、無いということについて、Dの三行目以降でございますけれども、その証明にかなりのコストを掛けたというケースです。

E、Fにつきましては、先ほども少しお話がございましたように、調整委員会も含めて都道府県への御相談などについてもう少しスムーズにいくと良いのではないかといた

ところで、なかなか上手くいっていないケースも含めて御報告いただいているところでございます。

簡単ですが、事務局からの説明は以上とさせていただきます。

○林座長

ありがとうございました。

それでは、これより質疑応答に移ります。時間が限られていますので、御質問・御意見については簡潔にお願いいたします。

また、議論の流れとして、論点を二つに分けてそれぞれ質疑応答を行いたいと思います。先に未利用漁場の活用・地区要件について質疑応答を行い、その後に漁業調整について質疑応答を行いたいと思います。

まずは一番目の論点として、未利用漁場の活用と地区要件に関する内容につきまして御発言を希望される方は挙手をお願いいたします。

小針委員、お願いいたします。

○小針専門委員

小針です。皆様、御説明ありがとうございました。

私からは、未利用漁場に関して2点。一点目はチェックシートについて、二つ目は漁場活用調査について質問したいと思っております。

チェックシートにつきましては、先ほどマルイチ産商様の御提言のところにも言及をされていたところでありますけれども、まず、このチェックシートについては、漁業法に基づく漁場活用の状況の確認について、各都道府県がチェックシートなどを用いて「適切かつ有効」に活用されているかを判断する仕組みになっていると理解をしております。その確認方法や、実際に適切かということは言えないとされた件数について、水産庁が全国的に整理・把握をされているということは、先ほどの資料1－4で御説明いただいたわけですが、一方で、資料1－5には、報告された内容をそのまま鵜呑みにされているところもあるのではないかとという声もあったということも踏まえ、適切かつ有効に活用されているのかということをより客観性を確保して判断するという観点からも、都道府県が客観的な証拠書類等に基づいて漁場の活用状況を判断しているかどうかなど、チェックシートを用いた漁場の把握がどの程度有効に機能しているかに関しても、実態がどうなっているのかということを調査する必要があるのではないかと考えております。そういう調査については行っているというお話もありますけれども、実際にその辺りはどういうふうに把握されているのかということを教えていただければと思ったのが一点です。

二点目が、資料1－5には、漁場の活用状況を正確に報告していると思えないとか、実態としては活用されていないと見受けられるところが活用されているという形で報告されていることもあるという声が見られていますけれども、そういう状況をより正確に把握する観点から、漁協として整理をしてということではなくて、漁協から実際に組

合員行使権を有している漁業者本人に対しても操業の有無や頻度などを直接確認することが必要になることもあるのではないかなと思います。

その場合、都道府県が漁協に対してそのように指導することができるようにするためには、水産庁から都道府県にそれを通知して、それを公表するといったことも必要になるのではないかなと思いますけれども、その点、水産庁としてはどのようにお考えか、御教示いただければと思います。よろしくお願いします。

○林座長

ありがとうございました。

続きまして、佐藤委員、お願いいたします。

○佐藤委員

丁寧な御説明ありがとうございました。大変参考になりました。

まず、私の方から、高知県様にコメントも含めて質問が二つほどです。一つは、今回高知県で御紹介いただいた取組は非常に興味深いというか、優良事例ではないかと思えます。

その中で、定置漁業について新たにいろいろと高知県側から働きかけた結果、2社の参入があったということですが、どちらも県内の企業ということになっておりますが、県外の企業からはアプローチが無かったのか、あるいは調整が難しかったのか、この辺りはどんなところに課題があったのかということ。

それから、こちらも新規に採用する2社も含めてですけれども、他業種からの参入ということになると思うのですが、こういう場合、例えば高知県としてか、あるいは地元の漁協ということになるのか、参入した後の何らかの伴走支援のようなものはされるのか、どういう形で今後関わっていくのかということについて、教えていただければと思います。

それから、今回の課題1に関わりますけれども、漁場の有効利用について、高知県さんはどちらかというと高知県さんから潜在的な事業者に対して働き掛けという形だったと思うのですが、逆に、新規参入を希望されるという形での問合せも漁業関係者あるいは他業種の方からもあり得る形式だと思います。

そういう場合、これは一般論になって申し訳ないのですが、県としては、例えば自分たちの管轄内に漁場の有効活用がされていないエリアとか、活用状況について問合せに対して調査をしたり、あるいは情報があらかじめあればそれを開示する、そういった形での対応はあるのか。要するに、漁業関係者あるいは他業種から新規参入される方々に対して、漁場の活用状況について問合せがあった場合、どういう形で対応されているのか。アドホックなものなのか、あるいはホームページか何かを作って、あるいは窓口を作って、制度的にそういう対応をされているのか、その辺りも含めて御教示いただければと思います。私からは以上です。

○林座長

ありがとうございます。

それでは、まず水産庁様に、小針委員から未利用漁場のチェックシートの運用状況に関する実態調査と漁場活用調査における適切な実態把握について御質問いただきましたので、御回答お願いいたします。

○農林水産省（水産庁高橋漁政部長）

水産庁でございます。

まず、小針委員の一点目の御指摘につきまして、私どもの資料4の11ページの下の枠囲みのところに、先ほども御説明いたしましたが、漁場活用状況に係る調査、これは昨年3月からの新規調査でございます。調査項目として、「適切かつ有効な判断方法並びに指導、勧告、取消し又は行使の停止をした数及び事例」、あとは省略しますが、こういった内容の調査を全都道府県に掛けておりまして、回答は2月末までにということで頂いておるのですが、なかなか出そろってなかったり、いろいろ確認作業があるので、今日の時点でどういう状況だったかを御説明できるだけの状況になっていない、まだ精査が必要なのですが、この調査結果を公表すること、また、この調査を活用することで、御指摘、御懸念に答えられるのではないかなと考えております。

二点目の漁協から県に報告するだけでなく、漁協が各組合員に確認すべきではないか、それを水産庁から県に指導する。漁協の指導監督権は都道府県ですから、都道府県から、今御指摘を頂きましたので、それに関しましてその方向でできるようにすることという通知を発出する方向で検討はしたいと思っております。

水産庁からの回答は以上です。

○林座長

ただ今の御回答について、小針委員、更問はございますか。

○小針専門委員

御回答ありがとうございます。調査の結果が取りまとまったら御報告いただければと思います。よろしくお願いします。

○林座長

ありがとうございます。

それでは、佐藤委員からの御質問につきまして、高知県様、御回答をお願いできますでしょうか。

○高知県（土居水産業振興課長）

佐藤委員からの御質問にお答えさせていただきます。御質問どうもありがとうございます。

まず一点目、今回2社参入したのが県内企業であったけれども、県外企業はどうだったのかという御質問ですが、ダイレクトメールを送りました1,200社ほどのうち、実際に反応がありました13社、さらにその中で参入の意欲を示していただいたのが5社ございまして、このうちの4社が県内企業という形でございました。特に優先順位は

ございませんで、早い者勝ちという形で、最初にお話を頂いた企業様と地元と調整する中で、最初に手を挙げてくださった事業者が参入に結び付いたという状況でございます。

二点目がどのような伴走支援をされているのかというお話ですけれども、まず参入に当たりまして、当然漁船や漁網の導入が必要なのですけれども、これには水産庁の補助事業も活用させていただきまして、それに県の方でも追加で県費での上乗せ補助を行いました。

あとは、従業員の確保というのがどちらの場合も一番重要でしたので、県の方で別途進めております漁業の担い手対策の関係で研修事業を活用していただきました。あるいは、興津の定置網に参入されました四万十町の方でも、別途担い手対策の支援策を講じていただいたり、そうした形で従業員の確保にかなりサポートをさせていただいたところですよ。従業員の方に技術がしっかり定着できるように、網会社の事業者の方とも連携しながら技術の定着を図るという部分でも伴走支援という形になろうかと思います。

伴走支援につきましては以上でございます。

それから、今後、新たに事業者の方から参入の意欲があった場合に、どのような情報開示や調査を行う予定があるのかという御質問だったかと思います。今回、定置網で企業参入を進めた場合、そのケースでは海底地形の調査も改めて行いまして、こういった水深で、傾斜と深浅がどのように分布しているのかといった詳細な海底地形を調査して、そういった情報もマッチングの際には事業者にお示しした。あと、近隣の定置網とか遊休漁場で過去に操業されていた際にどれぐらいの水揚げ規模があったのかといったところから、収支計画まで作りまして、この場所で定置網を行いますとこれぐらいの事業収支が見込めますといったところまでプレゼンさせていただいたということがございます。

今後、新たに参入を希望される場合には、どの地域で行う意向があるのかといったところで、地元調整と同時進行でスタートしていくことになろうかと思いますけれども、既存の海底地形のデータとか、水温、潮流のデータ、そうしたものをまずは御提供させていただきながら、参入に向けて地元調整も含めてマッチングを進めていきたいと思っております。

御質問につきましては以上でございます。

○林座長

ありがとうございます。

佐藤委員、更問はございますか。

○佐藤委員

御説明ありがとうございます。

今度は水産庁さんに質問になります。一つ目は、今回の高知県のような取組は良い事例だと思うのですが、正直に言うと、こういう県の取組は温度差があると思うのです。

先ほどのチェックシートについてもそうだと思いますし、新規参入者に対してアプローチをしていくとか、いろいろな支援をするということについてもです。水産庁としては、こういう優良事例をどういう形で横展開をしていくのかということについて、何か計画があれば教えていただきたい。

逆に、見える化と言うと変ですけども、しっかりと取組をしている県、そこまでの力が入っていない県、そういった形で取組の違い、地域差が見える化させるようなことを考えてらっしゃるのか。水産庁は、次期の水産基本計画の中で、国が都道府県が行う指導等の内容について定期的に把握して適切にフォローアップする旨のことを書いていらっしゃいますし、見える化の話も若干出ていますので、もし何かそういう取組の予定があればということです。

それから、高知県さんから御回答があった、漁場の調査とか利用実態についての情報提供ですけども、こういったことも制度的にはできると思いますが、それであれば、窓口をせっかく設けていらっしゃるということなので、もし都道府県に問い合わせれば、漁場の現状とか、必要に応じては調査とか、もちろん地元との調整であるとか、こういったことについてもいろいろな取組があるといったことについて周知していただかないと、さっき高知県さんから指摘があったように、他業種から入ってくる人、他県から入ってくる人はよそ者はなかなか受け入れられないだろうと思込んでしまう、そういうところで躊躇があると思いますので、その辺、こういう相談窓口とか相談体制があることについてもっと周知されていくということがあって良いかと思いますが、この辺についてはどういうふうな取組をされる予定なのか、あるいは、既にされているのはどういうものがあるのかということをお教えいただければと思います。

以上です。

○林座長

では、水産庁様、お答えをお願いいたします。

○農林水産省（水産庁中村沿岸・遊漁室長）

水産庁沿岸・遊漁室長の中村と申します。よろしくお願いします。

御質問ありがとうございます。

まさに、優良事例の横展開を図っていくことは大事だと思ってございます。私どもも各都道府県に対して県の担当者会議のようなものを開催しておりますので、そういったところで情報提供をさせていただいておりますし、日頃からのやり取りの中でも優良事例があれば情報としては御提供させていただいているところでございます。まさに、どのように周知していくかが大事だということで、県以外、事業者がどのように情報に接していくのが大事であるとも考えております。

例えば、これは養殖の話ではあるのですが、水産庁のホームページには、養殖業の現状から始まりまして、課題がありまして、上手くいっている事例があつて、漁業権に限る話ではないのですけれども、異業種の参入なども含めて、それこそ陸上養殖な

ども含めて事例を示しつつ、かつ、そういった養殖業をバックアップするような仕組み、補助事業の話とか、そういった資料を一括してまとめてホームページに載せることによって、正にこれから水産業に新規参入を考えられる方も、どうしても役所ですとそれぞれの担当にアクセスをしなければならない時があるかと思うのですけれども、そういうところを排して、一括して取りあえず当たりとして養殖の状況を理解できるような資料を提供させていただいております。

その上で、当然それぞれの担当に問合せを頂くこともありますし、漁業権の取得の関係で調整事があるということであれば、先ほど御紹介させていただいた相談窓口の方に個別に御連絡いただければ、我々としても個別に汗をかかせていただくという体制を取っておるところでございます。

以上でございます。

○林座長

ありがとうございます。

佐藤委員、よろしいでしょうか。

○佐藤委員

ありがとうございます。是非、相談窓口やそういう体制があるということで、認知度を高めていただければと思います。

以上です。

○林座長

ありがとうございます。

続きまして、地区要件に関する御質問がある方は挙手をお願いいたします。

御手洗委員、お願いいたします。

○御手洗座長代理

御手洗です。よろしくお願いいたします。

地区要件の方に移ってしまったと思うのですけれども、私は水産庁さんに地区要件の質問と、養殖の誘致に関して高知県さんにお伺いできればと思っております。

まず、地区要件の方です。通達などを出していただいて、積極的にお取り組みいただきましたこと、大変感謝しております。私は令和5年の時も関わらせていただきましたので、その後、水産庁さんが迅速に御対応くださって大変感謝しているところです。

一方で、私は新規に漁業に取り組みたい若者と友達のような感じでよく話すことがありますが、依然として現場では特に地区要件の問題は大きいと感じています。例えば、私が具体的に見聞した例ですと、A地区の既存の養殖事業者の下で経験を積んだ¹、A地区で漁業権を取得したい、未利用漁場があると。ただ、いざ独立するとなると所帯を持って生活したいとなったものの、A地区には賃貸物件がほぼ無いので、致し方

¹ 「住み込みのような形で仕事をしていて」と発言していたが、内容に誤りがあったため修正

なくB地区に家を借りた。すると、住所がB地区なので、A地区での漁業権の取得は難しいと言われた。これがきちんと申請する前の状況で、引っ越しましたという段階で、それだと難しいねみたいな感じで言われてしまうということで、非常に難しい状況になるということをお伺いしています。

今、様々な御取組をしていただいていることと思いますけれども、こうした正式に漁業権を申請する前に何となく潰されてしまうとか、場合によっては、ただ何となく新規参入が嫌だという時に地区要件に引っ掛けて断ってしまっているとか、様々な状況があるかと思います。

ですので、ガイドラインを出しただけで十分というものでも無いかと思うので、今、相談窓口を設置していただいているかと思いますが、新規就業希望者に対して相談窓口に関しての周知徹底を行うとか、都道府県が漁協に対して監督する中で、地区要件などで新規参入希望者を不合理に断っていることが無いかといったところはよく見ていただく必要があるかなと思っております。こちらは要望でございます。よろしくお願いいたします。

それから、高知県さんにお伺いです。高知県内の漁場を隈なく見て、適地でかつ養殖業を営んでいただきたい場所を探して積極的に誘致活動をされるなど、大変頭の下がる御活動をされているなど感銘を受けたところでございます。

私の方からお伺いしたかったのは、高知県さんのアプローチですと、誘致したいところを事業者当ててサウンディングをされているという形かと思うのですが、逆に事業者の方から、あそこに入りたいのだけれどもどうか、あの漁場で養殖をしたいのだけれども入れるかという問合せなどがあって、一方で、地元側の賛同は得られないというケースはあったか。仮に、今後そういうケースがあったとして、事業者は希望するけれども地元は難色を示しているというような状況で、調整するということは現実的にどういう難しさがあると想定されるかについてお伺いできたらと思います。よろしくお願いいたします。

○林座長

ありがとうございました。

では、芦澤委員の御質問まで伺ってから回答をお願いしようと思います。

芦澤委員、お願いします。

○芦澤委員

ありがとうございます。

まず、マルイチ産商様に御質問ということでお話を差し上げますが、高知県の方から素晴らしい事例の御説明がありましたけれども、定置網における漁場調査や養殖における適地調査を行っているというお話で、さらには従事者を探して雇用をマッチングするようなことも含めて、素晴らしい丁寧なプロセスのお話があったわけですが、マルイチ産商さんとして事業者の立場から、都道府県等が漁場について調査をし、マッ

ングに至るまでのプロセス全般について公表されるということが、新規事業を検討していく上でどれだけ有用であるか、有効であるかということについてどういうふうにお考えでいらっしゃるかということをお聞かせいただければと思います。

その上で、水産庁さんに、先ほど佐藤委員からもありましたけれども、改めて横展開の在り方ということについて御質問を差し上げたいわけです。実際に未利用漁場の活用につながったという事例の概要だけではなく、具体的にどういったプロセスを経て、どんな情報が求められて、どのようにそれがマッチングしていったかということまでも開示するという、具体的なプロセスの好事例の横展開が有効ではないかと考えられるわけですが、今後取組としてより一歩踏み込んだ形での横展開が可能でしょうかということをお伺いできればと思います。

私からは以上です。

○林座長

ありがとうございます。

そうしましたら、論点2の方にも入りつつあるようですが、まずは高知県様から御手洗委員の御質問についての御回答をお願いいたします。

○高知県（土居水産業振興課長）

御質問ありがとうございます。

養殖で誘致を進めるに当たって、これまでは県の方から、適地を探して、ある程度適地を見いだして、その中にどうでしょうかというアプローチで、逆に事業者からの希望があったのか、その場合に地元調整、あるいはどういったことが想定されるのかといった御質問だったかと思います。

本県で、養殖での企業誘致を進めていく中で、実際に事業者からこういった漁場でやりたいといったお話は既にいくつか頂いております。ですが、そこは既に区画漁業権が設定されておりまして、既存漁場で既に空きが無いといった状況でございますので、その場所に新たに参入というのはスペースの問題から難しいのではないかと考えてございます。

今後、他の漁場で事業者からのアプローチがあった場合にどういった問題が想定されるかといった御質問につきましては、本県の場合は、あまり大規模でない、中小規模の事業者、家族経営の小規模な事業者も多うございますので、一定規模の事業者が新規に参入するとなると、地元の養殖業者から聞かれます意見としましては、産地の相場が下がるのではないかと懸念の声を多く聞いているところでございます。

以上でございます。

○御手洗座長代理

高知県さん、大変よく分かりました。どうもありがとうございました。相場のお話などもなるほど大変勉強になりました。ありがとうございます。

林座長、先ほど私は一点目の地区要件の方は意見・要望という形でお伝えさせていただきましたが、水産庁さんがどのようにお考えになるか、一言お答えいただいてもよろしいでしょうか。

○林座長

それでは、水産庁さんに、御手洗委員からの御質問と芦澤委員からの質問についてお答えいただければと思います。

○農林水産省（水産庁高橋漁政部長）

お答えいたします。水産庁です。

御手洗委員の要件ですね。実際、御手洗委員の知り合いの方の話というのは、そういうことで新規参入できないというのは我々としても残念に思いますので、そういうことが無いように指導は徹底しているつもりですが、どうしても末端ではそういう事例が完全に無くなっていないことは我々も承知していますので、相談窓口にご相談していただければ個別に対応いたします。今後、そういう相談窓口があるということもしっかり周知したいと考えております。明らかに不適切なお答えをされていることに対しては、個別に相談をされれば我々是对応しますので、相談窓口に辿り着けるようにしっかり周知したいと思っております。

芦澤委員からの横展開の話は、まず高知県の取組は我々としても画期的な取組だと考えておまして、いろいろなところでPRさせていただいておるのですが、単にすごい良い取組ですよと言うだけではなかなか他の県も参考にできないので、高知県さんにどこまでの情報を言って良いかというのは確認しなければいけないと思いますが、具体的にこういう相談に乗って、いろいろ取り次いでと、いろいろな苦勞もあったと思いますので、そういったことも含めて横展開したいと考えています。

以上です。

○林座長

ありがとうございます。

御手洗委員、芦澤委員、よろしいでしょうか。

○御手洗座長代理

ありがとうございます。よろしくお願いします。

○芦澤委員

ありがとうございます。

一点追加ですけれども、行政サイドからの発信というのは、誤解があってはいけないとか様々配慮するようで、硬くなりがちですけれども、分かりやすいように詳細にプロセスを書いてほしいと思うとともに、例えば、さっき相談窓口の話が出ましたけれども、最近、相談窓口は何の相談窓口なのかが分かりやすいような名称を付けたりしながら、周知のところで、チラシに分かりやすく発信していくみたいな工夫をされて上手くい

っているケースがあると思いますけれども、そういった工夫も是非していただければと思います。追加のコメントになりましたけれども、よろしくお願いいたします。

○林座長

よろしくお願いします。

それでは、マルイチ産商様に、芦澤委員からの御質問について御回答をお願いいたします。

○株式会社マルイチ産商（二ノ宮取締役執行役員）

高知県を含めた成功事例というところでは、行政を含めてプロセスを横展開できるということが民間事業者として有益かどうかという御質問だったと思います。

私ども民間事業者として、養殖の時にこれを利用させていただいて、この産業界自体がサプライチェーンで成り立っているところで、生産から流通・加工・販売がしっかりと産業化できなくてはいけない。そういった意味で、一時、6次産業化というところのプランが結構プランニングされていたと思うのですが、それを本当に実践する形で、民間事業者として、水産業界は産地の方で疲弊しているような形と、販売とのリンクがなかなか難しいところでは、私どもがお手伝いできることが無いかというところで、安定的に高品質のものを調達するという点において、自分たちも主体的に川上の方に入っていくと難しいと思ひまして、こういった形で養殖事業へ一部参入してございます。

そういった意味で、地元漁業協同組合、行政、そこの理解、同意が無いとなかなか進められないというところを考えた時には、県を含めて、その辺のところの事業推進に当たるバックアップ体制を取っていただければ、特に高知県のプロセス・手順が本当に有益であれば、その辺のところを横展開していただいて、次のステップに進めるようなことであれば、民間事業者としても非常にやりやすいと思いますので、その辺のところをまたいろいろ御教授いただいて、しっかり地元の雇用も守れて、協業化できるようなプランがありましたら、積極的に活用を検討していきたいと考えております。

以上です。

○林座長

ありがとうございました。

芦澤委員、よろしいでしょうか。

○芦澤委員

ありがとうございました。

○林座長

では、落合委員、お願いします。

○落合委員

御説明どうもありがとうございます。

私は簡単に水産庁様に一点でございます。地区要件の議論がございましたが、御手洗委員のお話のところもありましたが、十分運用できていない場合もあるということは水産庁様の方でも御認識されているということではございますが、一方で、実態調査でどういう形の場合があるかというところをもう少し調査をしていただいても良いのではないかと思います。

そういった情報収集を行っていただいたりする中で、先ほども新規参入につながるよというお話があったと思うのですが、そういう形で地域で運用していただけるようにどういう指導をしていけば良いのかということを目指とか何らかの形で明確化していくことも念頭に置きつつ、都道府県への指導の形なのか、そういう文章の整備なのか、運用の高度化をしていただくと適切なのではないかと思います、いかがでしょうか。この点についてお伺いしたいと思います。

○林座長

では、水産庁様、御回答をお願いいたします。

○農林水産省（水産庁高橋漁政部長）

御指摘のとおりで、我々としてはこれまでできる限りの指導、通知文書を発出してというのをやってきておりますが、先ほども申し上げたとおり、なかなか末端まで行き届かないところがあるのもあるので、継続してあらゆる機会を捉えて周知していくことに尽きるのかなと思っています。こうした事例があったよという声を聞けば、それらに対して個別に一個一個潰していく。そういう意気込みで対応していきたいと思っています。どうしても都道府県を通じて指導し続けていくしかありませんので、これを継続していきたいと思っています。

○林座長

ありがとうございます。

落合委員、よろしいでしょうか。

○落合委員

ありがとうございます。

そういった形かなと思いますけれども、指導してきた例が積み重なってきた時は、皆さんが外から見て分かるような形になっているとより良いかなと思いました。

以上でございます。

○林座長

一つ目の論点については以上ということでよろしいでしょうかね。

私から水産庁様にお伺いしたいのですが、都道府県の取組の中で好事例というと、令和5年、3年前の時も高知県様の取組を御紹介いただいております、高知県以外に他の県でこういう有為な活動されている県はあるのでしょうか。

○農林水産省（水産庁中村沿岸・遊漁室長）

公募までしている例は高知県さんだけと承知してございます。一方で、途中の養殖の免許をしているようなところもありますし、個別のケースに応じて都道府県の方で対応されていると承知しているところでございます。

○林座長

なるほど。そうすると、高知県様がベストプラクティスだとしても、個別のいろいろな面で他でも工夫されている県があれば、また御紹介いただけると横展開の上でも良いのかなと思いましたので、よろしくお願いいたします。

それでは、時間の関係もありますので、二番目の論点の漁業調整に関する内容に入りたいと思います。この論点について御発言を希望される方は挙手をお願いいたします。

井上委員、有路委員の順で御質問をお願いいたします。

○井上専門委員

井上でございます。

皆様、御説明ありがとうございます。

まず、マルイチ産商さんから、海区漁業調整委員会についての御提言がありまして、その中で、漁場の有効活用について客観性・公平性・透明性を持って協議するようにしたらどうかという御提案があるのですが、客観性・公平性・透明性を持って協議するということについてどのような御認識なのかというのを伺いたい。要は、議事録とか資料が公開できれば良いのか、それとももう少し違うものをお考えなのかというところを伺いたいというのが一点でございます。

シーフードレガシーさんは、民間の立場で漁業の実態にも大変お詳しいと思うのですが、シーフードレガシーさんもこの点について何か御意見があったら伺いたいという御質問でございます。

マルイチ産商さんとシーフードレガシーさんのお答えを踏まえて、水産庁さんに御質問したいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○林座長

分かりました。

そうしましたら、有路委員、御質問をお願いいたします。

○有路専門委員

漁業調整に関して、質問がマルイチ産商様と水産庁様にそれぞれございます。まず、マルイチ産商様に関しましては、御提言されている内容も含めまして、現場で実際に事業に取り組んでおられる事業者としての発言ということで大変参考になりますし、なおかつ真摯に議論していかないといけない内容だなと認識したところでございます。

大きなポイントとしては、そもそも御発言の中にもありましたが、区画漁業権が返還されるパターンで、それが必ずしも漁業調整委員会に上がるよりも前に再分配されることも当然あるであろうとか、そもそも調整委員会で議論されずに終わってしまうことがあり得るという点は私自身もよく認識していることではあるのですが、そういうことに

なつてきますと、漁業調整委員会の議事録を公開してくださいというだけでは当然十分ではなくて、それ以前のそこまで至らなかった内容、例えば、事業者から都道府県が相談を受けた場合、それが事業者の希望に沿わない結果であったとしても、なぜそうなのか、あるいはそれはどういう原因であるのかということをつードバックしていくことは、事業者にとっては重要な情報ではないかと私は思ったのですけれども、この辺りについてどうお考えか教えてほしいというのがマルイチ産商様に対する御質問になります。

あわせて、水産庁様に関しましては、非常に積極的に漁場を有効利用していく、あるいは養殖業そのものを衰退から成長に向けていこうという取組が行われていて、なおかつ相談窓口を持って、調整に関しても積極的に取り組んでおられるというのは非常に頭が下がる思いでございます。

ただ、気になるところというか、問題点というか課題なのだろうと思っているところが二点ほどございます。一つは、漁業調整自身が上手くいかなかった場合の要因を確認して、これを分析するなり何なりすることも必要だと思います。その上で、それを各事業者が知り得る状況にしていくことは参入を促す上で非常に重要なものになっていくと思いますので、こういうものに関して取り組んでいくことに関してはどうお考えでしょうかということになります。

それだけではなくて、二点あるもう一つのポイントは、現実的に漁業の調整というか利害調整をしなければならない。新規参入する場合、あるいは漁場を獲得する時に、参入者は利害調整ができていなければならないみたいな感じに現場ではなっていて、都道府県に実際に相談をしに行くという事態があったとしても、おたくでやってくださいと言われる。おたくでやってくださいというところが私はそもそも間違いだと思っていて、それは都道府県が責任を持ってすべきことではないのですか、免許を与えるのはそちらでしようと思う部分があります。

そういう視点から見ても、自分で調整してくれと言われたら、全会一致でないといけないという漁協は結構あって、漁協の組合員の中に1人でも反対の人がいると成立しません。漁協自身も調整不能な状態になることも多々ある。そういうふうになると、そもそも都道府県側から諦めてくださいとはっきり言われることも多くあると、自分自身も肌身でそういうのをいろいろな関係者から聞くと感じてしまっているのです。

その点で言うと、利害調整については明確な考え方を検討していく必要があるのではないですかということと、もう一つは、これは私の勝手な意見ですがけれども、上手くいかなかった時の内容を示していく中でも、そういうところをしっかりと考えてほしいなというところでございます。

以上です。

○林座長

ありがとうございました。

そうしましたら、まずマルイチ産商から、井上委員と有路委員からの御質問について御回答をお願いいたします。

○株式会社マルイチ産商（二ノ宮取締役執行役員）

ありがとうございます。

井上委員、有路委員を含めて、海区漁業調整委員会の運営についての客観性・公平性・透明性というのはどういうふうに考えていらっしゃるのかというところと、実際の運営状況というところではどんな感じで考えていらっしゃるのかという御質問だと思っているのですが、井上委員がおっしゃったとおり、確かに海区漁業調整委員会でやられている会議議事録の公表はまず必要だと思っております。

しかしながら、自分も各県の海区漁業調整委員会の議事録を確認させていただきましたけれども、公表される内容の粒度がかなりまちまちで、非常に細かく記載されている議事録もあれば、ほんの数行みたいなのところもありますので、民間の事業者としては自分たちが知り得たい情報をしっかり議事録に残していただいて、それが公表されて分かるような形であれば非常にありがたいのではないかと。

その辺のところは有路委員もおっしゃっていましたが、事業参入するに当たっては地元の同意も無くてはいけない、行政、漁業協同組合からの合意も得られなくてはいけないという流れの中では、利害調整というのは一番難しく、これが成功するかしないかの一番の分かれ目だと思っていますので、その辺の免許を付与する一番の権限が都道府県であって、それを委託されている漁業調整委員会が音頭を取ってやっていただけるのであれば、空き漁場があった時もどういうふうに区画漁業権を付与するかというところのプロセスをちゃんと分かるようにしていただけるのが本来の姿かな、そういうふうにやっていただければありがたいかなと感じております。

以上です。

○林座長

ありがとうございます。

マルイチ産商様、有路委員からの御質問の中で、調整委員会での議論まで至らない案件の場合、都道府県が事業者から相談を受けて調整した時に良い結論を得られなかった場合、その理由も併せた事業者へのフィードバックについてどうお考えですかという御質問があったかと思います。

○株式会社マルイチ産商（二ノ宮取締役執行役員）

もし無理であったとしても、その無理だったプロセスを明示いただければ非常にありがたいなと思います。

○林座長

ありがとうございます。

シーフードレガシー様、井上専門委員からマルイチ産商様と同じような委員会の議事録、添付資料の公開という点について御質問があったかと思うのですが、この点、コメントを頂けますでしょうか。

○株式会社シーフードレガシー（山内取締役副社長）

ありがとうございます。

有路委員もおっしゃっていたのですけれども、プロセスの中でこういった調整問題があつて、こういった立場と御意見があつて、それが最終的にこういった形で着地したのか、また、着地すべき議題として上がらなかった場合はなぜなのか、議事録もそうなののですけれども、こういったポイントがしっかり明確に透明性を持って公開されることは非常に重要なことだと思っております。

というのは、調整委員会自体の機能性というものを、こういった説明責任をしっかりと果たしていかなければ、ステークホルダーにとっては、ここに上げた時に本当に解決されるのか、安心して相談できる場所なのかということの判断基準にもなっていくかと思しますので、そういった最初のファーストステップが議事録であれば、やはり議事録の公開であつたり、資料をしっかりと公表されて、透明性を担保した上でのプロセスと、それから説明責任を果たしていけることは極めて重要なことであると、他国の例を見ても考えております。

○林座長

ありがとうございます。

では、井上委員、水産庁への御質問というのは。

○井上専門委員

ありがとうございます。

今のマルイチ産商さんとシーフードレガシーさんの御回答を踏まえて、まず高知県さん、海区調整委員会で資料や議事録を、民間の方に何が行われているのかというのが分かる粒度できちんと公開をしていくことが県から見て可能なのかどうなのか、コメントを頂ければと思います。

水産庁さんには、そういうようなことを全国的にきちんと広げていくことができそうかどうかということをお答えいただければと思っています。

以上です。

○林座長

ありがとうございます。

今の井上委員の御質問は、高知県様の海区漁業調整委員会における議論のプロセス公開ということですね。

○井上専門委員

そうです。高知県として、民間の側からは資料を公開してほしい、議事録も公開してほしいという要望はありますけれども、県から見た場合にそれは可能そうでしょうかと

いう話と、水産庁さんへも同じ質問で、行政として、国から見てそれはやっていけそう
ですかということです。

○林座長

ありがとうございます。

では、最初に高知県様から御回答いただいて、水産庁様からは井上委員からの今の御
質問への回答と、その前の有路委員からの御質問への回答をまとめてお願いいたします。

では、高知県様、お願いします。

○高知県（土居水産業振興課長）

井上委員からの御質問にお答えいたします。

本県は、海区漁業調整委員会の議事録を県のホームページ上で公開をしてございまし
て、かなり詳細に発言のほぼ全てを議事録としてオープンにしている状況でございます。
ただ、委員会に議案として出すまでに、例えば地元での調整の内容であるとか、そうし
た委員会の資料あるいは議事録に載らない部分は、事業者の了解も必要になると思いま
すので、その辺りまで全て公開されているかといったところではちょっと難しい部分も
あろうかとは感じております。

以上でございます。

○井上専門委員

ありがとうございます。

それは添付資料も含めて公開されているという理解でよろしいですね。委員会に出た
資料。

○高知県（土居水産業振興課長）

所管課が違うもので同席の者と確認しておったのですけれども、資料の方はあいにく
ホームページ上では公開をしておりませんが、当日の委員会はオープンの会議の場とな
ってしまして、会議の場では配付するようにはしてございます。

○井上専門委員

分かりました。ありがとうございます。

○林座長

ありがとうございます。

では、水産庁様、質問が多岐にわたりますが、御回答をお願いいたします。

○農林水産省（水産庁高橋漁政部長）

水産庁です。

まず、井上委員からありました、海区漁業調整委員会の議事録の詳細版、関係資料を
公開するように都道府県に対して通知することが可能かという御指摘に対しましては、
可能だと思います。都道府県の状況もお伺いする必要があるかと思いますが、水産庁か
ら都道府県にそういった通知をすることは可能なので、その方向で検討したいと思いま
す。

○農林水産省（水産庁水産資源管理部長）

あと、有路先生から御質問がありました利害関係の調整の件ですが、有路先生がよく御存じのとおりでございまして、正に高知県さんからもありましたように、利害関係の調整となりますので、行政側としてどちら側に立つというのも難しいところがございます。これは個々の対応になっていくと思いますし、地域によって状況は違うかと思っております。ただ、将来の漁業の方向性を見ていった時に、生産性を上げていくために有効利用していくというところは非常に重要なところでありまして、そういった中で、どういった形で利害調整をやっていくことが良いかというところは、我々の方としても課題ということで認識をしております。

今すぐここでこうやりますというところは答えが出るものではなく、我々も悩ましい問題として捉えているところとございまして、新規漁場の開発等々については我々も支援をして進めていこうとしているところではありまして、そういったことも通じながら取り組んでいく。また、各地の事例も分析しながら、どういったことをやれば、どういうことができるかということもよく整理をしていく必要があるかと考えております。

繰り返しになりますけれども、利害関係の調整になりますので、恐らくそこでいろいろ何かやられている方と価値観の問題や感情的な問題もあろうかと思えます。そこをどうやっていったらクリアできるかというところは検討していくところがありますので、そのところは課題として我々も認識をしております。また、都道府県、関係者の皆さんとよく相談をしていきながら、どういったことができるかというところを考えていきたいと思っております。

すぐにこうやりますという答えが出るものではないものですから、そういった回答になってしまいますけれども、どういったことができるかということはまた考えていきたいと思っております。

○林座長

ありがとうございます。

有路委員、よろしいでしょうか。

○有路専門委員

水産庁からの御回答に関しましては、逆に言いますと、そういう回答をしていただいて良かったなと思っております。検討しなければならない課題で、そこが結局最終的に一番重たいところになってくるのを放置していると先に進めないということを御認識いただけているかという確認でしたので、その意味では、これから考えていくというところでは、私としては非常にありがたい回答だったかなと思います。

○林座長

ありがとうございました。

高知県様、手が挙がっているようですが、御発言いただけるのでしょうか。

○高知県（土居水産業振興課長）

先ほど申し上げました内容に誤りがございましたので、訂正させていただきたいのですが、海区漁業調整委員会の議事録は公開しておりまして、資料は公開していないと申し上げたのですけれども、資料と議事録と併せまして公開してございます。その点、訂正させていただきます。申し訳ございませんでした。

○林座長

ありがとうございます。資料も公開されているのですね。素晴らしい。ありがとうございました。

それでは、他に漁業調整について御質問のある方は挙手をお願いいたします。

二つ目の論点についての御質問はもう無いということでしょうか。

御意見や御質問が無いようでしたら、議論はここまでとさせていただきます。

それでは、本日の議論を取りまとめたいと思います。本日は、未利用漁場の活用促進等を通じた漁場移転等の促進について、論点を二つに分けて御議論いただきました。

一つ目の未利用漁場の利用と地区要件の論点については、未利用漁場の活用を促進していく上で、適切かつ有効に漁場が活用されているか、適切に判断するとともに、漁業者などが漁場の状況を確認できるようにする必要があると考えられます。

そのような中、事業者からは、漁場の適切かつ有効に活用しているとの判断に資するチェックシートの作成と、その判断根拠となる資料の添付も含めた正確な実態把握が必要ではないかとの御意見がございました。

また、委員の皆様からも、漁場が適切かつ有効に活用されているかの判断の客観性を確保する観点からも、都道府県が客観的な証票類などに基づいて漁場の活用状況を判断しているのかどうかを確認するための実態調査が必要ではないか。また、漁場の活用状況をより正確に把握する観点から、漁協と漁業者の双方が活用状況を直接確認し合うよう、都道府県が漁協に対してそのように指導するため、水産庁が都道府県に対してその旨を通知した上で、その内容を公表することが必要ではないか。さらに、漁場の活用状況について、漁業者等がどのような相談をすることができるのか分かるよう、相談窓口の名称を付けるなどした上で、改めて周知することが必要ではないかとの御意見がございました。

農林水産省様におかれましては、委員の皆様からの御意見を踏まえた対応について御検討いただきますよう、よろしくお願いいたします。

地区要件につきましては、事業者や委員の皆様からも、依然として柔軟な運用がなされていない漁協があるなどの御意見がありました。

委員の皆様からは、柔軟な運用の状況について実態調査を行ったり、相談窓口を設けたりするなどして、実態やニーズを把握することがまずは必要ではないか。その上で、見直された事例については、その具体的な内容と共に公表し、柔軟な運用がなされていない事例については、都道府県が指導するよう改めて通知することが必要ではないか。また、水産庁が策定した漁協向けの指針等において、例えば、地区要件が柔軟に運用さ

れているかといった監督の内容を明示するなどの措置も必要ではないかとの意見がございました。

農林水産省様におかれましては、委員の皆様からの御意見を踏まえた対応について御検討いただきますようお願いいたします。

論点二つ目の漁業調整については、漁業への新規参入や漁場の拡大・移転等を検討している事業者による漁協や既存漁業者との調整に関しまして、事業者の皆様からは、漁協や行政の間での解決に留めず、海区漁業調整委員会において漁場の有効活用について客観性・公平性・透明性を持って協議することが必要ではないかとの御意見がございました。

また、委員の皆様からも、どのようなプロセスを経て漁業調整がなされたのか、透明性や客観性を高めて漁業者等の理解に資するためにも、例えば、詳細な議事録や関連資料を公開するといった措置が必要ではないか。また、調整委員会の議事録などの公開に加えて、実際に都道府県が責任を持って調整できるようにすることが重要ではないかという御意見や、さらに、都道府県が事業者から相談を受けて調整し、良い結論が得られなかった場合に、その理由も併せて事業者にフィードバックすることが客観性を確保する観点からも重要ではないか。実際に漁場の活用につながった事例だけでなく、例えば、漁業者が具体的にどのような情報を求め、それをどのように調べて開示するかなど、具体的なプロセスを好事例とし、その横展開を図っていくことも有効な手段ではないかなどの御意見を頂きました。

農林水産省様におかれましては、委員の皆様からのこうした御意見を踏まえた対応について、更に御検討いただきますようお願いいたします。

なお、委員、専門委員の皆様におかれましては、もし追加の御質問などがございましたら、本日中に事務局に御連絡いただき、事務局からまとめて水産庁様に御質問などをお伝えいただきたいと思います。

それでは、以上で議題1の議論を終了させていただきます。御参加いただいた皆様、誠にありがとうございました。

株式会社シーフードレガシー様、高知県様、株式会社マルイチ産商様、農林水産省水産庁様におかれましては、こちらで御退出をお願いいたします。

(議題1 関係者退室)

○林座長

それでは、議題2、規制改革ホットラインの処理方針についてに入ります。

こちらについては、資料2に基づき、事務局から説明をお願いいたします。

○神田参事官

事務局でございます。

それでは、簡単に今のホットラインの案件の取扱いについて御説明差し上げたいと思います。

まず一点目については、本年２月に取りまとめていただいた中間答申において取り上げた案件であることから、「◎」とさせていただきます。

二点目についても、本年２月の中間答申で取り上げた内容ということで、同じく「◎」。

三点目については、明日開催させていただきますワーキング・グループにおいて取り上げる予定であることから、「◎」とさせていただきます。

簡単ではございますが、事務局からの説明は以上でございます。

○林座長

ありがとうございました。

ただ今の事務局からの説明について、御意見などはございますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

それでは、規制改革ホットライン処理方針については、資料２のとおり決定いたします。以上で議題２を終了いたします。

最後に、委員、専門委員の皆様から何か補足などがあれば御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、以上で本日のワーキング・グループを終了いたします。本日御参加いただいた皆様、誠にありがとうございました。

(以 上)